

公共下水道の供用及び処理開始について

公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、令和8年7月17日から2週間、船橋市下水道部下水道河川管理課において、一般の縦覧に供する。

ただし、土曜、日曜、祝休日を除く。

令和8年7月17日

公共下水道管理者	船 橋 市
代 表 者	船 橋 市 長 松 戸 徹

1. 供用及び下水の処理を開始する年月日

令和8年8月1日

2. 供用及び下水の処理を開始する区域

藤原一丁目28番の一部

藤原二丁目2番、4番、5番、7番及び15番の各一部、3番及び6番

藤原三丁目22番～24番及び26番の各一部

3. 下水の処理を開始する当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位 置 千葉県美浜区磯辺八丁目24番1号

名 称 花見川終末処理場

位 置 千葉県美浜区豊砂7番地

名 称 花見川第二終末処理場

4. 排除方法

分 流 式

R8.8.1
処理開始予定地域

江戸川左岸処理区(分流)
(印旛処理区暫定)

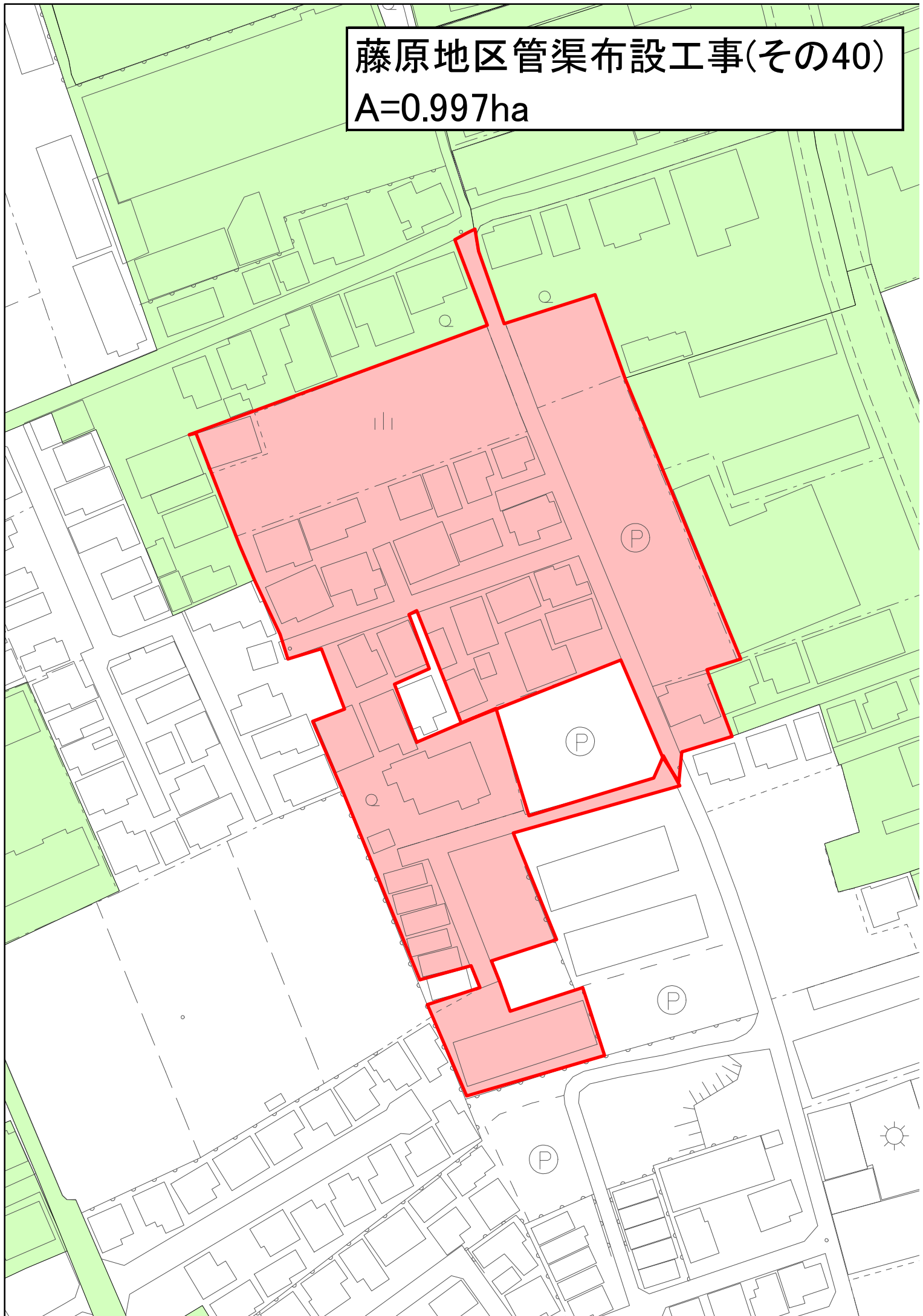
凡例

今回告示区域



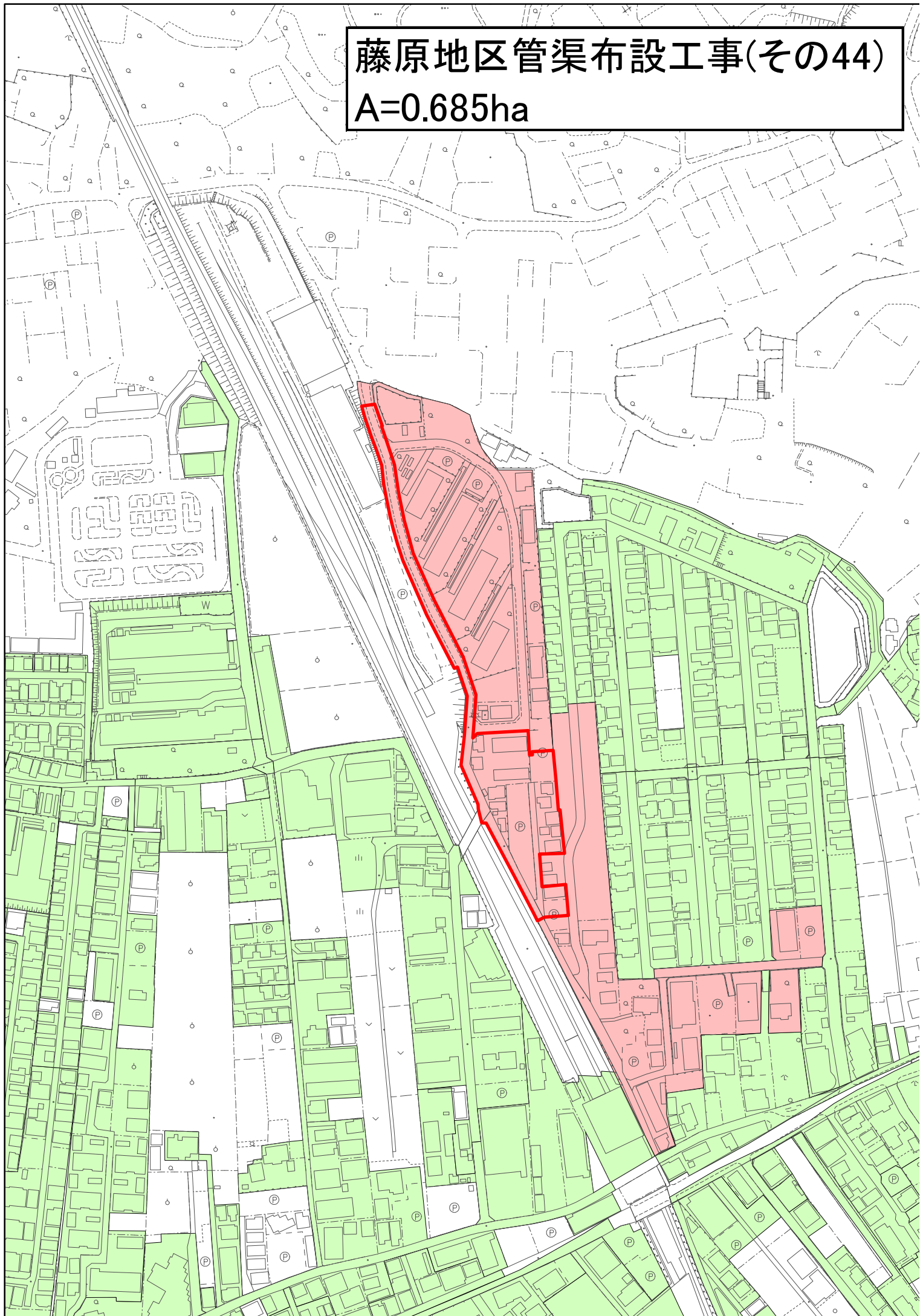
藤原地区管渠布設工事(その40)

A=0.997ha



藤原地区管渠布設工事(その44)

A=0.685ha



藤原地区管渠布設工事(その46)

A=3.153ha

